

LGBTをめぐる基礎知識



弁護士
横山佳枝 Yoshie Yokoyama

I 連載の趣旨

日本は、海外諸国と比較し性的少数者（いわゆるLGBT）に関する法律整備等の取組が遅れているが、社会認識は確実に変化しており、それを後押しする司法判断も相次いでいる。他方で、政治家等のLGBTに関する知識や人権意識の欠如を露呈する発言も散見され、LGBTに対するスティグマは未だ根強いものと感じざるを得ない。

今回の連載企画は、LGBTに関する基礎知識から、LGBTが社会生活を送る上で直面する教育、就労、家族形成等に関わる様々な困難や法律問題等¹について、各分野の専門家に執筆いただくものであり²、社会生活を送る上で誰にとっても大変有益と考えられる。

執筆者自身、2010年にロサンゼルスに留学するまでは、LGBTに関わる知識も人権感覚も欠如していたが、その当時、カリフォルニア州では、住民投票により、同性婚を禁止する州憲

法修正案（Proposition8）が合衆国憲法修正第14条の法の下での平等な保護に違反するか否かが争われ、日々報道されていたことにより、LGBTの権利擁護に関心を有するようになった。今回、縁あってこの連載企画に関わらせていただき、他の執筆者の方々に執筆をご快諾いただいたことに深く感謝するとともに、この連載がLGBTの権利擁護に向けた理解の一助になることを望む次第である。

II 基本的な概念及び用語

1 基本的概念

LGBTとは何か、誰を指すかについて正確に理解するためには、性的指向、性自認などの基本的な概念を理解する必要がある。

性的指向が異性愛で、身体的性別と性自認が一致している人（シスジェンダー：cisgender³）が多数である。しかし、「性」は、しばしばグラデーションと言われるように多様な組み合わせ

1 「性的指向及び性自認等により困難を抱えている当事者等に対する法整備のための全国連合会（LGBT法連合会）」の「性的指向および性自認を理由とするわたしたちが社会で直面する困難のリスト（第3版）（LGBT困難リスト）」（2019年）には、9分野354項目の「困難」が掲載されている。

2 本連載では、第2回で教育、第3回及び第4回で雇用、第5回から第7回で家族構成に関し、各分野の専門家が執筆する。

3 シスジェンダー（cisgender）はトランスジェンダーの対義語である。「シス」（cis）、「トランス」（trans）は、いずれもラテン語の接頭辞であり、前者は「こちら側」（on this side of）、後者は「超えて」（across from）又は「向こう側」（on the other side of）を意味する。